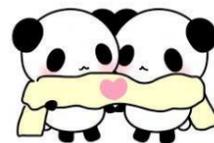


回 覧 平成30年2月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|---------|-------|--|
| <募 集> | 1 | ◆町民参加型演劇『ヨムドラ!』(台本を読みながら演じる朗読劇)の出演者を募集します |
| | 2 | ◆三股町奨学資金奨学生を募集します
◆都城育英会奨学生を募集します |
| | 3 | ◆シルバー人材センターの会員を募集します |
| | 4 | ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します |
| <催 し> | 4 | ◆「第128回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します |
| <お知らせ> | 5 | ◆小・中学校の入学式期日をお知らせします
◆「軽自動車税申告書」の様式が変わります |
| | 6 | ◆「2018年みやざき春フェア～県内企業の情報満開～」を開催します
◆「全国一斉投資被害110番」を実施します |
| | 7 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| <保健と福祉> | 7 | ◆「こころの健康相談」を実施します |
| (一 般) | | |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| <農林畜産業関連> | 8 | ◆3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています
◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です |
| | 9 | ◆屋外で鳥を飼育している人へ
国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました |
| | 9 | ◆「行政相談」を実施します |
| <相 談> | 10 | ◆「人権相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します |
| | 11 | ◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を随時受け付けています
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆ 町民参加型演劇『ヨムドラ!』（台本を読みながら演じる朗読劇）の出演者を募集します

5月25日（金）～27日（日）に開催する演劇フェスティバル「まちドラ! 2018」の中で行われる、町民参加型演劇の『ヨムドラ!』（台本を読みながら演じる朗読劇）の参加者を募集します。

朗読劇とは、「リーディング」とも呼ばれ、『台本を読みながら、簡単な動きだけで演じていく劇』のことです。

「新しいことに挑戦してみたい!」、「人前で表現したい!」、「お芝居をしてみたい!」、「演劇が大好き!」…そんな人は、この機会に出演してみませんか?

また、「人前で話すのは大の苦手」という人も、別の人間になりきることで、苦手が克服できたり、得意になるかもしれません。

経験の有無は問いません。稽古期間は約1カ月半です。幅広い世代の皆さんと一緒に、楽しく稽古をしながら、みんなの力で一つの作品を作ってみませんか? たくさんのご応募をお待ちしています。

定 員	約20人（参加無料） ※できるだけ申込者全員を受け入れられるように調整していきます。 ※三つ程度のチームに分かれ、各チームが1作品ずつ上演します。
対 象	町内在住で高校生以上の人なら誰でも参加できます。 ただし「上演日の2日間とも必ず参加できる人」とします。
上 演 日	5月26日（土）・27日（日）
上演時間	1作品 20分程度
稽 古	4月上旬から始めます。夜や土曜・日曜を中心に週に1～2回程度行います。 公演10日前からは毎日の稽古となる予定です。 場所は主に町立文化会館です。
応募方法	申込書は「町立文化会館 事務室」、「町役場 受付」にあります。また、「町立文化会館公式サイト」からダウンロードすることも可能です。申込書に必要事項を記入し、町立文化会館に提出してください。
応募締め切り	3月31日（土）

よくあるご質問にお答えします!

Q. 「演劇経験なんて全くありません。興味はあるのですが…不安です…」

A. 心配は要りません。稽古は楽しい雰囲気で行いますし、台本を見ながら演じていく劇ですので、誰でも気軽に参加できます。

Q. 「丸暗記が苦手…せりふを覚えられるか心配なんです…」

A. 大丈夫です。台本を読みながら演じるので、覚える必要はほぼありません。

Q. 「長丁場の稽古となるのでしょうか?」

A. 上演日は、5月26日（土）・27日（日）の予定です。稽古期間は4月上旬から約1カ月半の予定で、夜や土曜・日曜を中心に週に1～2回程度行います。公演10日前からは毎日の稽古となる予定です。場所は主に町立文化会館です。

Q. 「演じる作品は何ですか?」

A. 『平成29年度 三股町立文化会館 戯曲講座』の受講生が書き上げた3本の卒業作品を、今回申し込んだ町民の皆さんで上演することになります。「地元の皆さんが書いた作品を、同じ地元の皆さんで演じ、みんなで楽しもう」という企画です。

Q. 「誰が指導するのですか?」

A. 基礎的な稽古は、指導経験豊かな「劇団こふく劇場」の俳優たちが指導に当たります。演出は、九州各地で活躍する演出家に担当してもらう予定です。それぞれがバラエティに富んだ作品になることを目指します。

※お問い合わせは、町立文化会館

☎：51-3462 にお願ひします。



◆ 平成30年度の三股町奨学資金奨学生を募集します

町では、次のとおり奨学生を募集しますので、希望する人は、申込期間内にお申し込みください。

大学・短大・専修学校の新入学生は、(公財)都城育英会奨学生にも申し込んでいることが条件です。ただし、併給はできません。

■対象者 = 次の条件を全て満たす人

- ① 父母またはこれに代わる法定代理人が町内に住んでいる人
- ② 大学・短大・専修学校・高専・高校（通信制・定時制課程を除く）に在学し、その学校長または卒業した学校長の推薦がある人
- ③ 学業、人物ともに優秀かつ健康で、学資の支払いが困難な人
- ④ 高校生、高専生はその他の奨学機関から、大学生・短大生・専修学校生は都城育英会から学資の支給または貸与を受けていない人

■募集人員 = 6人（予定）

■貸与月額 = 高校生・高専生・・・・・・・・・・1万円（無利子）
大学生・短大生・専修学校生・・2万5,000円（無利子）

■貸与期間 = 4月～平成31年3月までの1年間
（継続して貸与を受ける場合は、毎年3月に継続の手続きが必要）

■申込方法 = 2月中旬から教育課（中央公民館内）で配布する「**募集要項**」をご確認ください。

■申込期間 = 4月2日（月）～13日（金）



※お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会教育課 学校教育係（中央公民館内）
☎：52-9314（直通）をお願いします。

◆ 平成30年度の都城育英会奨学生を募集します

都城育英会奨学生を次のとおり募集します。
希望する人は、申込期間内にお申し込みください。

■対象者 = 次の条件を全て満たす人

- ① 本町または都城市出身で、保護者が町内または都城市に住んでいる人
- ② 平成30年4月に学校教育法に規定する大学・短期大学・専修学校の専門課程に進学する人（ただし通信制・定時制課程は対象外、省庁大学校も対象外）
- ③ 学業、人物ともに優秀かつ健康で、経済的理由で修学困難な人

■募集人員 = 30人程度

■貸与月額 = 月額3万円（無利子）

■申込方法 = 2月中旬から配布する「**募集要綱**」をご覧ください。
★募集要綱は、町教育委員会教育課、都城市教育委員会学校教育課、各総合支所地域振興課、各地区市民センター、三股町・都城市の各高等学校などで配布しています。

■申込期間 = 4月2日（月）～13日（金）

※お申し込み・お問い合わせは、
都城市教育委員会内
公益財団法人 都城育英会事務局
☎：25-8545 をお願いします。



◆ シルバー人材センターの会員を募集します

能力や経験を
「シルバー人材センター」で生かしてみませんか？

● シルバー人材センターとは

- ①健康で意欲のある60歳以上の人が集まって組織し、就業をとおして地域社会の発展に貢献することを目的に運営している団体です。
- ②公共的・公益的な団体で、法律で県知事の認定を受けた公益社団法人で、町や国からの補助を受けています。

● 仕事の内容

①技術分野	経理事務、編集・イラスト
②技能分野	自動車運転、樹木 ^{せんてい} 剪定、網戸張り替え、大工仕事
③事務分野	宛名書き、調査事務
④管理分野	施設管理、物品管理
⑤折衝外交分野	パンフレット配布、集金、配達、店番、店員
⑥軽作業分野	清掃、除草、商品管理、組み立て加工、農作業、草刈り、樹木消毒、内職
⑦サービス分野	家庭内の掃除・洗濯、留守番、高齢者の話し相手、病院の付き添い
⑧派遣業務	①～⑦の各分野のうち請け負い・委任ができない労務提供の仕事(例：企業、店舗、事業所などで清掃、管理業務、運転業務、その他の作業)



● 会員になるためには・・・

- ①町内に住んでいる原則60歳以上の人。
- ②経験や能力を生かす仕事がしたい人。
- ③健康で働く意欲がある人。



● 入会の手続きは・・・

事前に当センターまで連絡をください。入会説明会の案内書・必要書類を送付しますので、活動の趣旨をご理解いただき、申込書をセンターにご提出ください。

● 入会手続きに必要なもの・・・

所定の申込書類、互助会入会費(1,000円)

※この他、会費と互助会費(年1回、合計3,000円)の納入が必要です。

● 入会説明会

3月15日(木)、4月からは毎月20日に開催(土曜・日曜日、祝日の場合は順延)します。

● 仮登録制度

仮登録をした人に、希望する仕事を事務局から紹介し、仕事が見つかったときに入会する制度。仮登録時点での年会費の納入は不要です。

※お申し込み・お問い合わせは、

公益社団法人 三股町シルバー人材センター事務局

三股町大字樺山3890番地5

☎：52-7150 にお願ひします。



◆ 児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集します。
希望する人は、履歴書を福祉課 児童福祉係まで提出してください。

■ 仕事内容

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠等状況確認、見守り。必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、すぐに救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡を行う。
- ・施設、備品管理や事務処理など。

勤務時間	月曜日～金曜日	午後2時～6時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜日・春休み・夏休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休日	週休2日(日曜および交代で1日) 祝日・8月13日～15日・12月29日～1月3日	
期間	①契約日～3月31日 ②4月1日～平成31年3月31日	
募集人員	数人	
給与	お問い合わせください。	

■ 勤務地

町内の児童館・児童クラブ

■ 応募条件

- ①子どもの指導ができる人。
 - ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。
- ※資格の有無は問いませんが、保育士または教諭の資格がある人、経験者を優先します。



※お申し込み・お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎: 52-9060(直通) お願いします。

催し

◆ 「第128回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します

期 日	2月25日(日) 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します(荒天中止) 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 (JR三股駅東隣)

人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか?たくさんのご来場を心からお待ちしています。

● 商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

● お楽しみ抽選会が変わります!

ポイント引換所にてポイント引換券3枚で1回ガラポン抽選ができます。抽選会まで残れなかった人も、雨の日も抽選できるようになりました。空クジ無しです!

抽選時間: 午前8時30分～10時ごろまで



詳細は、チラシまたは、「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

- ※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
- ※新規出店者も募集しています。
- ※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎: 52-3131 お願いします。



お知らせ

◆ 小・中学校の入学式期日をお知らせします

平成30年度の町立小・中学校の入学式は次のとおりです。

区分	入学式期日	入学予定者の生年月日
小学校	4月10日（火）	平成23年4月2日生まれ ） 平成24年4月1日生まれ
中学校	4月9日（月）	平成17年4月2日生まれ ） 平成18年4月1日生まれ

なお、入学通知書は、対象となる家庭へ2月上旬までに郵送しますが、次の場合は町教育委員会までご連絡ください。

- ① 2月中旬になっても入学通知書が届かない場合
- ② 町外への転出予定の場合
- ③ 町内転居予定で指定学校に変更がある場合
- ④ 国公立または私立小・中学校に入学予定の場合

※入学通知書は入学式当日に必要ですので、紛失しないようご注意ください。
紛失した場合、町教育委員会までご連絡ください。



※お問い合わせは、
町教育委員会
教育課 学校教育係（町中央公民館内）
☎：52-9314（直通）をお願いします。

◆ 「軽自動車税申告書」の様式が変わります

4月から、三股町ナンバープレートの手続きをするときに、役場で記入していただく「軽自動車税申告書」の様式が変わります。

この変更に伴い、手続きのときに**証明書などが必要になります**ので、原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（トラクターなど）の申告を行う場合は、次の書類などの準備をお願いします。

手続きの種類	新規	廃車	名義変更	車台変更
届け出に必要なもの	○販売・譲渡 証明書 ※1	○ナンバー プレート	○販売・譲渡 証明書 ※1	○販売・譲渡 証明書 ※1
	○届出者の本人確認ができるもの（運転免許証など） ○印かん（スタンプ印不可）			
届出先	町役場 税務財政課 住民税係窓口			

※1）軽自動車などを販売店で購入した人は「販売証明書」、人から譲り受けた人は「譲渡証明書」が必要です。

証明書の様式は住民税係で配布する予定です。また、町の公式サイトからもダウンロードできるようになります。※必要事項が記載されていれば、様式は問いません。

必要事項：車名、車台番号、排気量、販売者・譲渡人と購入者・譲受人の住所または所在地、氏名または名称、電話番号、印かん

※お問い合わせは、
税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）
☎：52-9638（直通）をお願いします。



◆「2018年 みやざき春フェア
～県内企業の情報満開～」を開催します

県内のさまざまな産業、業種の企業約130社が参加します。
県内外の学生と保護者の皆さん、ぜひお集まりください。
保護者や地域の皆さんからも、学生への声かけをお願いします。
～みやざき地方創生！みやざきで働こう！～

【開催日時】

3月27日（火）午後1時～4時（正午受付開始）
※午前10時45分～午後12時30分までは、同会場で外部講師による就職活動セミナーを開催します。

【会場】

シーガイアコンベンションセンター4階 サミットホール

【参加対象者】

平成30年3月に大学などを卒業する人
平成30年3月に高等学校を卒業する人
平成31年3月以降に大学などを卒業する予定の人
※新卒者でなくても、既卒後3年以内であれば参加できます。
一般求職者（職業訓練生）
保護者や学校関係者

【その他】

参加費は無料、履歴書も不要です。
また、事前の申し込みも不要です。

※お問い合わせは、

宮崎労働局職業安定課

☎：0985-38-8823 お願いします。



◆「全国一斉投資被害110番」を実施します

県弁護士会では、「全国一斉投資被害110番」を実施します。
相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	2月20日（火）
時 間	午前10時～午後2時
相談方法	電話相談（予約不要） ☎：0985-23-6112
相談内容	・商品先物取引・デリバティブ取引（金融派生商品を対象とした取引）によって被害を受けた人 ・未公開株、社債、ファンド（基金）などへの投資によって被害を受けた人 ・その他、投資に関する被害、特殊詐欺による被害を受けた人全般
相談員	弁護士



※お問い合わせは、

宮崎県弁護士会消費者問題対策委員会

☎：0985-82-8341 お願いします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします



県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。ただし、ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合もありますので、ご了承ください。

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

■内職者を募集しています！

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。>
2月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
部品組立・部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	一個 0.3～1.8円
婦人服のホック付け・ボタン付け・しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
プラスチック製品のバリ仕上げ・検査・部品組立・シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
ブレザーボタン付け・しつけ縫い他	三股町、都城市	一箇所 10円～
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ・まつり・ボタン付け・肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる）
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 一本 4～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	一反 2万～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎・ファクス：25-0300
相談日：月曜日～金曜日（土・日・祝日は休みです） 相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

保健と福祉（一般）

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域住民が精神科医師へ相談することのできる機会として、「こころの健康相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、気軽にご相談ください。

日 程	3月15日（木）
時 間	午後1時30分～
場 所	都城保健所（都城市上川東3丁目14号3番地） ☎：23-4504
対 象	保健師の事前相談を受け、医師への相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相 談 内 容	(1)引きこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存に関する事
相 談 体 制	予約制 ※1日の相談は3人まで
料 金	無料

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 健康づくり課

☎：23-4504 にお願ひします。



農林畜産業関連

◆ 3月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆ 3月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	3月7日（第1水曜日）・3月28日（第4水曜日） 《午後1時30分～3時30分》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★この日時以外は受け入れできませんので、ご注意ください。
場 所	町最終処分場（グリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん （認め印可）をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行 してください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃棄プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めるとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の①・②の要件を全て満たしている必要があります。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

現在、国内外で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

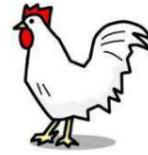
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師や都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9088（直通）をお願いします。



◆ 屋外で鳥を飼育している人へ
国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました

1月に国内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。この病気が蔓延すると本町の畜産業に深刻な被害をもたらします。ペットとして飼っている鳥から高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も、殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。病気の発生を防止するため、次のことに十分気をつけましょう。

◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・ 餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・ 野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク(CD)」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・ 飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎鳥の世話をした後は、手洗いうがいをしましょう！



※消毒薬が必要な人には、畜産振興係で配布しています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
※鳥を捨てる(放置する)と、法律により罰せられる場合があります。
- 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。
- 鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係 (3階 ⑫番窓口) ☎：52-9088 (直通)
 都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151
 北諸県農林振興局 ☎：23-4523 にお願ひします。

相談

◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	3月5日(月)、3月19日(月)
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相談委員	おおむら たみよし くすめぎ かずあき 大村 田三吉、久寿米木 和明

※お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)

☎：52-1112(直通) にお願ひします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（離婚・扶養・相続など）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約、相談費用などは不要です。

■特設人権相談

期 日	3月7日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	<small>くわはた みよこ</small> 栞畑 実余子 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
☎：52-1112（直通）
- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 にお願ひします。



◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月20日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申込方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、

- 町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお願ひします。



◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を随時受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

■相談内容

<消費生活に関する相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

<福祉に関する相談>

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日 = 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

■時間 = 午前9時～正午 午後1時～4時



※お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター

☎：52-0999 にお願ひします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題についての相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っています。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時間： 午前9時～午後5時
- 場所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎：52-1246 にお願ひします。

